

1-65

氏神と氏子

氏神と氏子

2

特50
32

報

本

明治
10 10 26
内本

反

昭

己酉秋

從六位勳五等和因見龍



緒言

氏神といふ事は一般によく知れわたりたる事にて今更事新しく解くの要なきが如くなれども世の中の廣き時に氏神産土の縁由を極めず祭祀の概念を知らざるが爲に知らず識らず敬神の道を缺く人もやと思ひて少しく書き綴れりわけて神は非禮を享け給はずといふ事あれば神前にて敬ひ拜む詞の如き相當の敬禮を盡さざるべからず然るに世の中にては随分方角ちがひの言を唱へ平然として顧みざる人あり是等はまこと神國の民としてふさはしからぬこと云ふべし

若しも人ありて暑い時分に寒しといひ寒い時分に暑いといふ様な挨拶を致したならば人々は如何思ふであらうか必ずや其正氣の沙汰にあらざるを笑ふならん神前の拜詞も又是と知らぶことなければ我輩の瑞穂の國民たるものは常に心して不敬にわたらぬ様注意すべきことが肝要と信じます依りて今先輩

の説によりて聊記憶せるところを述べ敢て大方に告げ共に我國祖先崇拜の實をあげんとす若し幾分か讀者を益することあらは至大の幸なり
年中官祭の事は一般に心得置くべき必要あるにより祭日の由來及現今宮中の御祭典式を謹みて解釋せり

明治四十一年戊申年初春

編者記す

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ
我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此
レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ
兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ
修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進ンテ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重ンシ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天
壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨朕カ忠良ノ臣民タルノミナラ
ス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗
ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之
ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセン
コトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福
利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶
ニ賴ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセム
トスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜
ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成
シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ
抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ
日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在
リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇
猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨
ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣 侯爵 桂

太 郎

目次

- ▲題 字
- ▲緒 言
- ▲勅 語
- ▲詔 書
- ▲後宇多天皇御製外數首
- ▲國體の話
- ▲國家の起原
- ▲神社の意義
- ▲氏神と氏子
- ▲祭祀の話
- ▲每朝神拜次第
- ▲氏神に對する心得
- ▲年中官祭略解

氏神と氏子

須部神社々々

山内豊道著述

後宇多天皇御製

あまつ神國津やしるをいはひてそわか葦原の國はをさまる

後醍醐天皇御製

みな人のこゝろもみがけちはやふる神の鏡のくもる時なく

後村上天皇御製

こゝのへに今もますみの鏡こそなほ世をてらす光なりけれ

藤原良經

我國は天てる神の末なれば日の本としもいふにぞありける

荷田東麻呂

たがためとたれか思はむ世を守る天つ社も國つ社も

賀茂真淵

尊きやすめらみことは神ながら神を祭らすけふのにひなへ

本居宣長

天地の神の恵みしなかりせは一日ひとよもありわてましや

平田篤胤

玉たすきかけて祈らな世々の祖おやの御祖の神のちはひを

▲國體の話

國體といふことは通常政體といふことゝ混同し易く國體といふべきを政體といひ政體といふべきを國體と唱ふることあれどもこれはつまり誤用である法律上にて國體といふことは誰れが國を治むる人であるか即ち一國の統治者は誰れなるかといふことなり一國を統べ治むる所の首權者は誰れであるかによりて國體が區別せらるゝのである今此國體を大きく分けて君主國體と非君主國體との二とす

我日本帝國は創始以來君主國體であることは憲法第一條に萬世一系の天皇が統治し玉ふことを明に示され又憲法第四條にも天皇は國の元首にして統治權

を總攬し玉ふとあるを見ても知るべきことである

非君主國體には種々の別ありて一々述ぶるも煩雜なれども英國の如き君主と國會とが共同して統治者である國は之を立憲君主國體と唱へられて本統の君主國體ではありません

又人民全體から選ばれて大統領となりて政治を行ふものはこれを共和國と唱へて非君主國體とす即ち米國の如きであります

▲國家の起原

即ち國家は如何にして成り立つものなるや是は實に大問題にして古來學者の説種々あり又國々によりて必ずしも同一の起原があるものではないけれども大略左の數種に歸するであらうと考へられます

第一 或學者は國家は人民が相約束して結び付きて居るものである國家の成り立ちは人民の約束とである例へは有志相約して政黨を組織するとか又は協會を成すが如きものにて之を治むる人は誰であつて之を治むる規則は斯様々々と憲法其他の法律を定むる事恰も協會の會長は誰にて協會の規則は斯様々々と定むるのと一般であると説けり所謂民約説なるものこれなり

第二 英雄豪傑があつて他の人民を智識と腕力とによりて征服し自ら君主となりて民を治め以て國を立つるものもある殊に古代野蠻の世界に在りては右英雄は大に神様を利用して民を服せしむることあり曰く吾れは神の子なり吾は汝等を治むるは神の命なりとか又は吾れは神託をうけて汝等に君臨するのである其神話は云々なりとか唱へて蠻民を胡魔化す等のこと其例は少ないことではないのである（此神とは宗教上の神にて我帝國の神祇とは別なり）

此の如く智力と腕力即ち兵力とによる國家も又薄弱であつて續かぬものである

第三 血統による國家

夫れ親子相愛し兄弟が互に親しむのは人情である此に於て一つの血族は自然と一つの團結をつくります而して子々孫々次第に人數を増し遂に一大團結となるのである此團結に屬するものは即ち血統を同ふし血統を同ふするのは祖先を同ふするのである此血統を同ふし祖先を同ふすといふことが即ち此團結をかたく結びつけて居る鎖のやうなものである

斯様にして成り立つ國家は餘程其基が固いのである何となれば君臣は親子の如く國民は兄弟のやうな親しい故である君主の先祖には臣民の先祖が仕へ君主の子孫には臣民の子孫が仕へる事永くして變ることはない故に王統連綿であるそれでつまる所は國家の起原を「(一)約束事(二)智力兵力(三)血統に歸する國家」の三としますが中でも血統により成り立つ國家は尤も強固であります我國は即ち此第三の國柄であるとは申すまでもないのである

▲神社の意義

神社は神のやしろといふ事にて神様のいます御建物といふことなり社はたてものといふことなり

抑神社は萬世一系の 天皇陛下を頂き血統の國家を團結せる我國獨特の精華にして諸外國に誇るべき所なり彼の一朝事ある時に臨みて知らず識らずに國家の精神が一致したり又は忠君愛國といひ忠孝一致さては義勇奉公といひ剛膽禮節清麗等に至る迄皆此神社と密接の關係あることにて其證は近く日露戰爭に由りて此等數點が實現されたるを見ても知れることであるさて神社は神様を鎮め祭りし靈地であるが其祭神を區別すれば大略左の通りである

- 第一 皇室の祖宗并に皇室の祖宗に仕へ奉りし神
- 第二 御代々の天皇中著しき御方々
- 第三 氏の祖先
- 第四 皇室又は國家に勳功ありし方々
- 第五 一地方を治め又は一地方に功勞ありし方々(例へば舊藩主の如し)

▲氏神と氏子

氏神とは我々の祖先のことである日本全國如何に貴い人にてても何程賤しきものにてても富者でも貧者でも父母のなきものはないさて其父母より祖父祖母父母より曾祖父母と次第に遡れば皆氏神に歸するのである其祖先を祭りしものは即ち氏神の社である故に如何なる片田舎でも氏神の社のましまさぬ所はないのである氏神と氏子とはかくの如く相離るべからざる關係あるに係はらず寺院教會など、相混じ彼と是とを同じやうに思ふて居る人のあるのは歎はしき次第である故にさる人々の爲めに聊か御話し致さん

今や我大日本帝國は天皇陛下の深き御惠みと天神地祇の厚き恩頼とによりて土地は日に開け人民は月に増して五千萬といふ大人數になりましたこの五千

萬の祖先を尋ねるに蕃別と申して多少支那朝鮮あたりの人の子孫もあれど多くは御世々の天皇の御子孫また天神地祇の御子孫であります北畠親房卿の申されしに大日本は神國なり天祖初めて基を開き日神永く統を傳へ給ふ我國のみ此事あり異朝には其類なし此故に神國と云ふなりと云はれし如く我が國は世界に類なきまことに結構なる國なりさて又古にさかのほりて考ふるに昔は今日と異なり土地が充分ありて人間が少なかりし故に諸氏共に朝廷より一定の地を賜はり一つ氏の人々は凡て一所に住居し例へば物部氏の人なれば物部氏の人のみ中臣氏の人なれば中臣氏の人のみ忌部氏の人ならば忌部氏の人のみ一部落をなして住居し氏上とて其一氏を統轄する人がありて之を統へ括り致し其部落にて清潔の地を撰びて先祖の神靈を祭り丁重に仕へ奉りて居たのである此れ即ち氏神なり而して其祭典の時には氏上氏人を引きつれて自ら御祭りを致し今日の如く別に神職といふものなく大和の春日神社などは後世までも神官なく祭祀の時になりて藤原氏の人を卜ひ定めて神主として居りますそれが世の中の事漸く複雑なるに隨ひておのづから神職を設けねばならぬ様になつたのである今日氏神と申す中に各自の祖先でなきものもあるにより夫

を氏神とは如何と思ふ人もありませうそれは如何なるわけぞといふに前に述べし如く昔は同氏の人は一部落に住みしが漸く人数が多くなり諸方に移轉する様になりて他の氏人と雜居せねばならぬやうになり人々各其氏神の神社を建つる時は一村内に幾十社も建てねばならぬやうになり經濟上許さぬ所あり又甲より乙より丙と移轉する内に其系圖の不明となりしものもあり致し方なき所なりそれで最初其村里に住みし人の氏神を己れが氏神として共に奉仕する様になつたのもあるのである

(尤も他村に移住せし後も我が氏神の明かなるものは祭祀ごとく故郷に歸りて參詣したのである)

それから氏神を又産土神と申して居りますが産土とは如何なる譯かと云ふに産土とは産みむす根といふ意にて自分の生れた土地の事であるそれ故に木居とも本貫とも書くのであります産土神とは我が生れたる其土地を鎮め守り給ふ神と申すことにて産土神と氏神とは元來區別ある事である然るにそれを一つに混ざる様になりしは大昔は諸國の國造縣主などを始め同氏の人とは同所に住みしが多ければ氏神やがて産土神なるものも多かりしよりいつしか氏神と

産土神と同一に思ふやうになつたのである漸く年數が重なるに隨つて氏神であるやら産土神であるやら明ならぬも多くなり今日にては實際區別を立つる事六つかしく氏神と申しても氏子一般の眞の氏の神即ち氏子の先祖なりとするを得ざるもあるべけれど共に源は一にしてそれより分れたる同胞にして我がうぶすななりし眞の氏神は我が跡に來れるもの其地につきて之を氏神として其祭祀を行ひ懇ろに仕へ奉る事なれば我も亦其現住の地の氏神を我氏神として厚く齋き奉らねばならぬ次第である

尙全國の神社を區別すれば其神德に感じて祀りしものと國家に功勞ありて祀りしもの例へば靖國神社湊川神社藤島神社の如きものと氏の子孫が祖先を祭りしもの即ち氏神との三種となれども氏神の社を最も多しとす朝廷より官幣を獻り給ふ社も多くは氏人が御祭り申し後朝廷より官幣を奉らせ給ふやうになつたことで今日の官幣社國幣社も殆んど氏神である國家より申さば國家の宗祀にして氏人より申さば氏の祖神である故に氏人氏子は氏神として懇ろに之を祭り國家は國家の宗祀として厚く祀らねばならぬのである

さて氏子氏人が氏神の社を建て、祀るは如何なる譯かと云ふに祖先を慕ふ熱

情より清々しき社殿を造り四時に祭祀を仕へ奉るので全く祖先に對する孝養である所謂報本反始の道に外ならぬのである萬物の靈たる人間の自然の真心のあらはれたのである信仰自由の宗教など同一のものではないのである譬て申さば寺院と檀家及び教會と信徒との關係は恰も師匠と門人とのやうなるものである其門人なるもの最初誰を師匠とするも其人の自由にて初より必ず此人を師匠とせねばならぬと定つて居るのではない夫故に其藝道に於ける其流派に於ける何れを學び何れを師とするも我が自由にして少しも他人の指圖を受くべきものでない信徒の教會に於ける又然り寺院と教會との撰擇は檀家信徒の自由であるが氏神と氏子との關係に至りては父子の相離るべからざるやうなものである父子の間は如何に之を斷たんとするも斷つべからざる關係があるのである故に若し相疎んずるの餘り互に情誼を絶ち音信せざる様になりても之と共に父たり子たる血脈の關係を斷つことなきは事實に於て争はれぬのであるそれ故に若し不心得の人あり其氏神を棄て、他の寺院宗教に歸依し其檀家となり信徒となるも例へば彼の不幸なる子が我父母を捨て、他人の師父に従ふものと一般にして如何程彼を親しみ如何程之を疎んずるとも其

— 11 —

親しむ者をして眞の父母たらしめ疎んずるものをして眞の他人たらしむる事能はざるは事實の上に明白である夫れと同じ事で氏神は如何に疎んずるも氏神であつて到底離るゝ事は出来ぬのである彼の信すれば歸し信せざれば捨つる事を得る寺院と檀家教會と信徒との關係とは全く相違して居るのであるそれ故に昔から氏神は厚く崇敬し何事につきても氏神を第一に致したのである順徳天皇の書かせられた禁祕御抄と申す書物に凡禁中の作法先づ神事後に他事且暮敬神の勸慮懈怠なくあからさまにも神宮并に内侍所の方を以て御跡と爲し給はず萬物出來るに隨て必ず先づ臺盤所の柵に置き女官を召して奉らると見えて居ります神宮と申すは伊勢大神宮の御事内侍所と申すは伊勢大神宮の御模造にて禁中に御祭り申し上げ内侍と云ひて女官が仕へて居ますより内侍所と申し奉り又は賢所とも申すのである伊勢大神宮は天皇陛下の御祖先にてまします故に且暮懈怠なく仕へ奉りかりそめにも伊勢大神宮并に内侍所の御方は跡になし給はず又凡て何にても出來るに隨ふて内侍所に奉りそれから聞食さるゝのであります天照大神は天皇陛下の御祖先にて我々にて申さば氏神と申すべきであるが天皇陛下には氏があらせられぬ故氏神とは申さぬので

ある我々臣民は天皇陛下の此御行跡にならひ奉りて氏神を大切に致さねばならぬので平田先生の歌にも「いざこどもさかしらやめてあら人の神にならひて親をいつかな」と申してあります

凡て古人は如何程氏神を大切に致したかと申すことは次に述ぶる事實にて了解せらるゝであらうと信じます

昔は何事も氏神を第一に致したから先づ年の始めに諸方の神社や佛寺へ参詣致すにも先づ氏神へ参詣し然る後にあらざれば他所へ参詣致さず其事は中古記と申す書に嘉保元年正月十日今朝吉田平野に参詣す年首の物参り氏の明神を以て先と爲す故なりと見ゆて居ります又新に官につきし人又轉任の人は氏神を拜して其事を告げ奉りし後ならでは他に使をせざる事でありました又起請文などにも此誓に背いたならば必ず氏の御神の神罰を蒙るべきものであると書きましたそれから又中古以後の歴史に奈良興福寺の僧徒が春日の神木を奉じて京都に上ります事が屢々見ゆて居ります夫は如何なる理由でさうするのであるかといふと春日神社は藤原氏の氏神にて春日の神木が御滞京中は藤原氏の人々は閉門致し朝廷に出仕せぬ事になつて居たので神木が入京あれば

朝廷の政事が行はれぬやうになるのである

そこで興福寺の僧徒が何か氣に食はぬ事あれば直に神木を捧げて入京するのであるこれらの事實で當時どのやうに氏神を崇敬致して居たかと申すことが明らかであります

前述の如く氏神と氏子とは恰も父子の關係ある事で切つても切れぬ中であるから十分に崇敬の途をつくされたきものである

▲祭祀の話

祭祀といふことは國語にてはまつるといふことにてまつるとは奉獻の義即ちたてまつるといふ事なりたてまつるといふ事はまつるといふ言に立てといふ言を加へたるものなりもと神様を祭るには御衣御饌等種々の物を備へまつたからである夫れでまつりといふことはつまり高大なる神の御徳を敬ひ慕ふ爲めに種々珍しき物を供へ神の心を慰め厚く禮を盡くし其恩に報い奉るより起れるものである

又まつりといふ言は良行四段活の名詞格にてまつるといふ動詞は待つといふ

動詞に關係あり即ち待つといふ語と有りといふ語と合して成り立てるのであるそれでかの日待月待などのまちも同じ言である又一轉してまつりといふ詞が波行に活く時はまつろふといふ詞となるまつろふとは服従といふ言にて君長に服従敬事するは神を祭るに同様の義なれば相近きなるべし而して政治をまつりごとといふは我國の政治は古來神事を第一とし祭祀は天皇の天職の如く上天皇は皇祖の訓へに本づかせられ祭祀を専らに遊ばされ天下を治められ臣民亦天皇の天職を輔け奉りて各自其本分を全うするによりてかく稱するのであります

さて神社の祭祀といふ事は大抵左の四つの要素があるのである

第一 祖先を崇敬する事

第二 祭神の御在世中の御功業を感謝する事

第三 祭神の人民及び國家を守り賜ふ様に祈り願ふ事

第四 種々の物を供へたり又餘興などをして神の御心を慰める事

氏神の祭りを昔より大切にさるゝは何故かといふに祭祀は素と報本反始の大禮であつて此心にて親に仕ふれば孝となり君に仕ふれば忠となり人間の道筋

にて最も大切なるからであるそれゆゑに年一度の祭日等には出來得るだけ供へ物をなし神様の御心を慰めねばならぬ平生は別に何の御饗應も申上げぬゆゑせめては例祭の時たけなりとも充分に丁寧になして古人の所謂神を祭ると神在すが如くと申せし通り神様はかくり身と申して現在我々の目には見ねど恰も生けるに仕ふるが如く萬事注意して不敬にならぬ様にせねばならぬ事である然るに祭日に至りて氏子は種々様々の馳走を爲し親族知己を饗應し老若男女は夫々曠の着物の新調を誇り顔なるに拘はらず第一にせねばならぬ氏神様の裝飾に至りては實に言語同斷にて碌々社内の掃除をも爲さずして社殿の周圍は二六時中わけのわからぬ品物が堆く積み重さなりて祭具等に至りては殆んど設備なく唯幾年前に調へしか程のわからぬかけ古びたる三寶に僅かばかりの米酒をより鯛か鱸の類少々に大根人參蕪の類が二三本横たはると云ふ如きは實に相すまぬことにてこれが祖先を崇拝する祭典なるかと思へば誠に恐縮の外なき次第であります

社殿の裝飾物及び祭具等の通常の設備品は是非式の通り調へねばならぬことであります

又神饌物は通例左の品々と知るべし

- (一)洗米 (二)神酒 (三)鏡餅 (四)魚 (五)海菜
- (六)野菜 (七)作菓 (八)鹽水等なり

此洗米とは和稻荒稻の兩種にして和稻とは白米のこと荒稻とは粃のことなり

▲毎朝神拜次第

氏子信徒なるものは先づ社頭にいたり二拜して手を二つ拍ち左の通り申し他に祈り申すべき事あらは其事を心の中に祈念し終りて手を二つ拍ち二拜して神前を退くべし

氏神を拜む詞

掛卷も畏き此さとをすべ守り賜ふ某大神 (須部神社なれば須部大神春日神社なれば春日大神と唱ふべし) の前をつゝしみ敬ひ夜の守日の守に守り恵みさはへ給へと畏み畏みも白す

氏神の社頭まで數町あり毎朝參拜しがたき人は氏神の方に向ひて再拜手を二つ拍ち左の詞を申して再拜又手を二つ拍ち拜むべし

我家より氏神を拜む詞

掛け卷もかしこき此さとをすべ守り賜ふ某大神 (八幡神社なれば八幡大神) のみ前をつゝしみ敬ひ夜の守り日の守りに守り恵みさはへ給へと畏み畏みもはるかに拜み奉る

我家に奉る神棚を拜む詞

これのかむとこにひもろぎ立てゝをさまつりませまつりて日にけにたたへごとをへまつる 伊勢ふた宮の大神たちを始の奉り 天津神國津神 やをよろづの神たちのみ前を慎み敬ひ 過犯すことの有るをば見直し聞き直しまして 夜守日守に守り恵みさはへ給へと畏み畏みも拜み奉る

氏神に對する心得

一毎朝氏神を拜すべきこと

毎朝早く起き顔を洗ひ口をそよぎて後氏神へ參詣し神恩の辱きを謝し家内安全天下太平ならん事を祈るべし若し我家より數町隔り毎日參拜しかねるものは毎朝氏神の方に向ひて遙かに拜すべし

一 毎月の一日十五日には必ず氏神を拜すべし

一 例祭には氏子たるもの足腰の立つものは老若男女の別なく一同に参拜し備へ物なども充分に横山の如く御供へいたし神樂なり獅子舞なり何にても神の御心に叶ふやうな事をいたして慰め奉るべし

但卑猥にわたり亂暴にならぬやう注意すべし

一 事あれば氏神に告げ奉るべし

一 身一家に常に異りたる事ある時は必ず氏神につけ人力の及ばぬことは冥助を請ひ奉るべし任官、開業、建築、移轉等人事の重なるものはその時氏神に告げ奉るべし

一 旅行には必ず氏神を拜すべし

用事ありて他に旅行する時は氏神を拜して之を告げ奉り殊に徴兵適齡にて入營の際出陣の時などは必ず参拜して之を告げ身の安全を祈るべし

一 誕生及七五三には宮参りをすべし事

男子女子共に誕生息明の後は相伴ひて宮参をなし又三歳五歳七歳の年には必ず氏神へ参詣し神恩を拜謝し其幸福安全を祈るべし

一 婚姻の儀式は氏神の社頭にて行ふべき事

婚姻の式は皇室にては賢所の大前にて行はせらるゝことゝ定め給へりされはわれ々臣民は氏神の社頭にて行ふのが至當なる故今より後はすべて氏神の社前にて行ふことに致したきものなり

或る縣下にては既に此事を實行せる所もあり

一 社頭の修理及び掃除を嚴にすべきこと

氏神の社殿の修覆によく注意し雨よりは云ふまでもなく戸障子、しき物、みす、机、戸帳等に至る迄常に意を用る境内及び殿内の掃除にもよく意を用るてちいほこりのなきやう注意すべし

区内の清潔法は充分に行き届き居れども氏神へ参詣すればちりほこりばかりで雑草は時を得顔に蔓延するといふやうでは誠に神意に背く甚たしき事なればよく注意ありたきものなり



▲年中官祭畧解

四方拜

一月一日午前五時三十分(維新前には寅の刻たりしなり)宮中神嘉殿の前庭に豫め設けられたる御座にて伊勢神宮を初め天地四方屬星山陵を拜し賜ひ畢つて賢所、皇靈殿、神殿を拜せらる

元始祭

歳之首めに當りて賢所、皇靈殿、神殿を御親祭あらせらるゝ御儀にして明治の御代より殊に重き例を開かせ賜へり其儀一月三日午後一時陛下には賢所始め御拜の御座に進ませられ御玉串を奉り給ひ御拜御告文(御親祭の由を告げ給ふ)を奏し給ひ畢つて入御あらせられ次に皇后陛下御玉串を奉り給ひ次に親王王殿下を始め奉り著床の諸員宮内省高等官拜禮畢つて退出正午より午後二時迄伯爵以下判任官待遇のものに参拜を許さる

孝明天皇祭

一月三十日は孝明天皇崩御の日に當るを以て皇靈殿にて御親祭を行はせらる此祭典は朝、晝、夕の三度に行はせらる
朝の御式は式部職官員にて奉仕せられ午前十時より御親祭あらせられ御玉串を奉り給ひ御拜御告文を奏し入御あらせらる次に皇后陛下御玉串を奉り給ひ次に皇太子殿下同妃殿下御玉串を奉り給ひ御退下夫れより親王王殿下を始め夫々拜禮あり午後一時より判任官同待遇のものに拜禮を許さる

更なる
更に午後五時三十分陛下出御御拜畢つて入御あらせらる後に御神樂の神事ありて御例祭の次第を畢る
又當日は豫め勅使を後月輪東山陵に遣はされ御陵祭を行はしめ給ふ

紀元節

二月十一日は神武天皇大和國橿原宮に即位の禮を行ひ給ひ辛酉の年を以て元年と定め紀元を立て給ひたる日に當るを以て皇靈殿に於て御親祭を行はせられ賢所をも御拜あらせらる
朝の御次第は午前八前より式部職官員にて奉仕せらる午前十時御親祭あり更に午後五時三十分に至り御親祭あり大略孝明天皇祭の御式に同じ

春季皇靈祭

春季祭は毎年春分の日を以て皇靈殿にて歴朝の皇靈皇后皇妃并に皇親を神殿にては八神并に天神地祇を御親祭あらせられ以て大孝を申べさせ給ふ之を春季皇靈祭と稱し秋季と相對し毎歳には必ず之を行はせ給ふ

朝八時、午前十時御親祭、夕御親祭等は孝明天皇祭に略ぼ同じく唯異なるは神儀の異なるを拜禮の後東遊びといふ雅樂を皇靈殿の御前にて行はしめ給ふの別あるのみ

神武天皇祭

四月三日は豊葦原瑞穗國を平定せられし神武天皇御例祭日として國民一般に誠意を奉る當日宮中

にて行はせらるゝ御儀式は孝明天皇祭に同じく東遊びの雅樂を行はせらるゝこと春季皇靈祭に同じ又勅使を大和國畝火山陵に遣はされて御陵祭を行はせらる

秋季皇靈祭

毎年秋分の日行はせらる其次第は春季祭に同じ

神嘗祭

十月十七日は當年の新穀を伊勢神宮に供へ奉らる御祭りなり宮中よりは別に勅使を遣はされ幣帛及び荷前の調絹を奉らしめ給ふ宮中御遙拜并に賢所御親祭をも行はせらる

天長節

十一月三日は今上陛下の御降誕日なるを以て普天の下車かる童子も率土の濱盡くむ海士も知らざるなく杖を力の老翁より母の膝を枕の幼児に至る迄君が代のかぎりなからん事を祝ひまつらざるものなし

午前九時より賢所皇靈殿神殿にて御祭典を行はしめ給ふ當日は陛下皇后陛下皇太子殿下妃殿下各代拜御玉串を捧げられ宮内省勅任官以下の拜禮あり式畢る

賢所 賢所は天照皇大神が吾を視るが如くすべしと宣りて皇孫の尊に授け給ひし神鏡を崇神天皇の御代に模造し給ひ後之を奉安せしめたる古の内侍所の事なり

皇靈殿 皇靈殿は皇祖以來歴朝の皇靈皇后皇妃并皇親を祭らせ給ふ御殿なり

神殿 神殿は八神天神地祇を祭らせ給ふ御殿なり

是故に天長節に當りて天照大神を始め皇祖皇宗及び皇親等を祭りて大孝を申べさせ給ふ所以なるべしと恐察し奉るなり

新嘗祭

十一月二十三日に行はせらるゝ祭典にして當年新穀の初穂を皇神等に供進せらるゝ所以なり

此祭典は神武天皇元年に行はせ給ひしより代々繼續して變りたる事なし神嘗祭と共に宮中御儀式多くある中最も嚴なる御儀式と稱し奉る

聖上午後六時神嘉殿へ出御あらせられ新穀を皇神等に供奉せられ御親らも聞食給ふ

御供への新穀は各府縣の有志者より獻納する精米一升精粟五合宛と新宿御苑にて作らせ給ふ米粟とを合せて供御に奉らるこれは殊に神慮に適ふ所以なるべく明治の御世に生れたる人民の榮譽之に過ぐるはなけん



明治四十二年十月九日印刷
明治四十二年十月十三日發行

不許複製

定價貳拾五錢

著作者

山

內

豐

道

若狹國遠敷郡瓜生村末野第三十六號五番地

發行者

中

西

安

左衛門

若狹國三方郡八村生倉第二十一號一番地

印刷者

吉

成

守

樹

京都市下京區大字四九條小字藤ノ木廿六番地

印刷所

吉

田

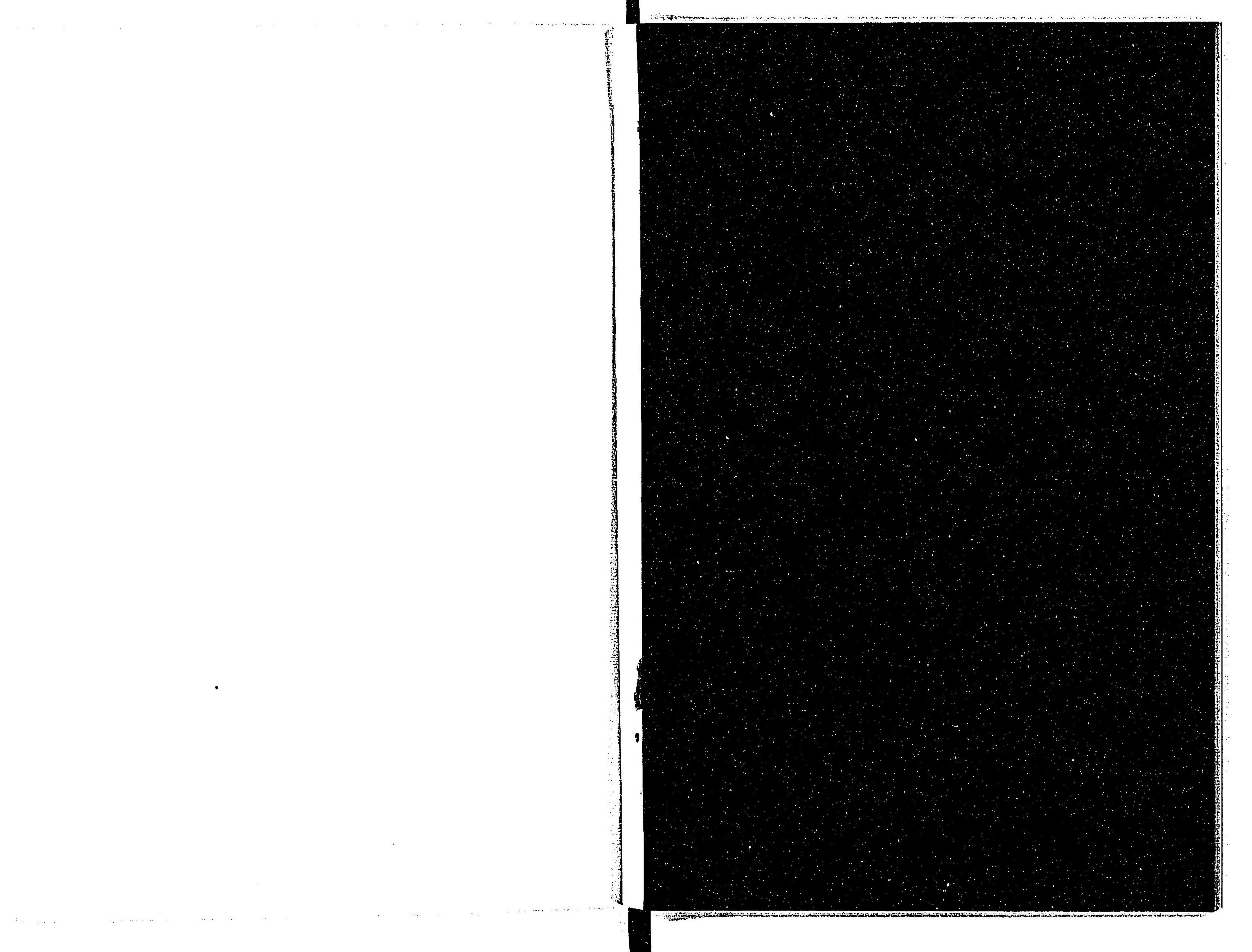
兼

六堂印刷部

京都市下京區綾小路通當小路西入堀屋町十番戶

發行所 須部神社々務所

若狹國遠敷郡瓜生村



1944
1945
1946
1947
1948
1949
1950
1951
1952
1953
1954
1955
1956
1957
1958
1959
1960
1961
1962
1963
1964
1965
1966
1967
1968
1969
1970
1971
1972
1973
1974
1975
1976
1977
1978
1979
1980
1981
1982
1983
1984
1985
1986
1987
1988
1989
1990
1991
1992
1993
1994
1995
1996
1997
1998
1999
2000
2001
2002
2003
2004
2005
2006
2007
2008
2009
2010
2011
2012
2013
2014
2015
2016
2017
2018
2019
2020
2021
2022
2023
2024
2025
2026
2027
2028
2029
2030
2031
2032
2033
2034
2035
2036
2037
2038
2039
2040
2041
2042
2043
2044
2045
2046
2047
2048
2049
2050
2051
2052
2053
2054
2055
2056
2057
2058
2059
2060
2061
2062
2063
2064
2065
2066
2067
2068
2069
2070
2071
2072
2073
2074
2075
2076
2077
2078
2079
2080
2081
2082
2083
2084
2085
2086
2087
2088
2089
2090
2091
2092
2093
2094
2095
2096
2097
2098
2099
2100

特50
32

氏神と氏子

国立国会図書館

013860-000-2

特50-32

氏神と氏子

山内 豊道/著

M42

ABB-0075

